

報 道 資 料

平成25年8月23日
奈良県薬務課薬事・献血係
担当：谷、尾家
内線 3176、3173
ダイヤル 0742-27-8670

登録販売者試験の無資格受験者の行政処分について（第4報）

平成20年度から24年度に薬事法に基づき実施しました医薬品の登録販売者試験において、医薬品販売業者 株式会社ダイエーが不正な実務経験証明書を発行していたことが判明しました。

このため、不正な実務経験証明書により受験した者8名に対する試験の無効処分を行いました。

1. 処分日

平成25年8月23日（金）

2. 処分の内容

処分の内容	件数
試験の無効	合格者 2名（平成23年度1名 平成24年度1名）
	不合格者 6名 （平成20年度第1回1名 平成21年度2名 平成23年度2名 平成24年度1名）

※ただし、販売従事登録の消除はなし

3. 処分の理由

受験の要件である一定の実務経験を満たしていない者に対して虚偽の実務経験証明書が発行され、受験資格がなかったことが判明した。

（薬事法施行規則第159条の5第2項では、「受験資格として、高校卒業者については、1年以上（全ての月において80時間以上）、薬局、店舗等において、実務に従事したことが必要」とされているにも関わらず、調査の結果、この要件を満たしていないことが判明。）

*薬事法施行細則（平成12年12月奈良県規則第32号）

（登録販売者試験における不正行為者の受験停止等）

第12条 知事は、登録販売者試験に関して不正行為があった場合には、その不正行為に係りのある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることがある。

4. 実務経験証明書発行者

営業者氏名：株式会社ダイエー

代表取締役 村井 正平

本 社：兵庫県神戸市中央区港島中町4-1-1

県内店舗数：なし

5. 実務経験証明書発行者への対応

株式会社ダイエーに対して文書により嚴重注意し、再発防止を指示した。

6. 経緯

平成25年1月9日株式会社ダイエーより「平成24年11月30日付厚生労働省医薬食品局総務課長通知に基づく自主点検を行ったところ、受験資格を満たしていない者が奈良県の登録販売者試験を受験していた。」と県薬務課に報告。同日、県薬務課より株式会社ダイエーに対して、実務経験の実態調査を指示。

平成25年8月14日株式会社ダイエーより調査報告書を受理。

平成25年8月23日行政処分

7. 再発防止の対応

全国的に、平成24年3月30日薬食発0330第2号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法の一部を改正する法律の一部の施行についての一部改正について」により、平成24年度登録販売者試験からは、受験申請時に、実務経験証明書の提出に加え、勤務簿の写し又はこれに準ずるものの提出を求め、実務経験を確認している。

<参 考>

(1) 登録販売者について

登録販売者は、平成18年6月の薬事法改正により、医薬品の販売に従事できる、薬剤師とは別の専門家として創設された。

一般用医薬品のうち、特にリスクが高い第1類を除く、第2類、第3類医薬品の販売及び情報提供・相談応需を行う専門家として、薬局、医薬品販売店等に配置される。

登録販売者となるためには、平成20年度から全国の都道府県で実施している登録販売者試験に合格した上で、販売従事登録を行う必要がある。

(2) 奈良県登録販売者試験の実施状況

	20年度 第1回	20年度 第2回	21年度	22年度 第1回	22年度 第2回	23年度	24年度	合計
出願者数 (人)	1,229	728	924	645	2,253	2,196	613	8,588
受験者数 (人)	1,203	685	845	597	2,062	1,959	491	7,842
合格者数 (人)	734	311	344	239	1,007	869	261	3,765
合格率 (%)	61.0	45.4	40.7	40.0	48.8	44.4	53.2	48.0

(注) 今回の被処分者は受験者数、合格者数から除いています。